

## 審査基準整理票

処 分 名	クリーニング所の使用前検査確認		
根拠法令名	クリーニング業法 (昭和25年法律第207号)		(条項) 第5条の2
基準法令名	クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 大津市クリーニング所において講ずべき 措置に関する条例 (平成24年大津市条例第22号)		(条項) 第3条 (条項) 第2条
所 管 部 署	健康保険部 保健所 衛生課 生活衛生係		
標準処理期間	14日	法定処理期間	—
<b>【審査基準】</b> ・文書の名称【 ・掲載図書等【 開設届出等事務処理実務マニュアル【クリーニング所編】 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載  <b>[クリーニング所の検査確認基準]</b> クリーニング所の使用前検査の確認は、クリーニング業法第3条に規定する営業者の衛生措置等の基準、大津市クリーニング所において講ずべき措置に関する条例第2条に規定するクリーニング所において講ずべき必要な措置の基準に適合することを基準とし、審査基準が記載されている上記書類に則り審査するものとする。 なお、当該書類については、担当課の事務所に備え置く。			

## 参考

### [根拠法令]

《クリーニング業法》

(クリーニング所の使用)

第5条の2 営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第3条第2項又は第3項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。

### [基準法令]

《クリーニング業法》

(営業者の衛生措置等)

第3条 営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。

2 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。

3 営業者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと
- (2) 洗たく物を洗たく又は仕上を終わったものと終らないものに区分しておくこと
- (3) 洗たく物をその用途に応じ区分して処理すること
- (4) 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当なこう配と排水口が設けられていること
- (5) 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分しておき、これを洗たくするときは、その前に消毒すること。ただし、洗たくが消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。
- (6) その他都道府県が条例で定める必要な措置

《大津市クリーニング所において講ずべき措置に関する条例》

(クリーニング所において講ずべき必要な措置)

第2条 法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) クリーニング所は居室その他の場所と区分し、かつ、洗濯物の処理を行う場所は他の用途に使用しないこと。
- (2) 食品の販売、調理等を行う施設その他相互に汚染の可能性がある施設と同一の施設内に洗濯物の受取及び引渡しのための施設（以下「受渡し場」という。）を設ける場合には、当該施設の境界に障壁等を設けること。
- (3) クリーニング所内は、採光、照明及び換気を十分にすること。
- (4) 仕上場及び受渡し場の床には、耐水性の材料を用いること。
- (5) 洗濯物を、洗濯又は仕上げの終わったものと終わらないものに区分して収納する棚、容器等を備えること。
- (6) 仕上げを行うときは、清潔な作業衣を着用すること。
- (7) クリーニング所及び洗濯物を収納する容器は、随時消毒し、かつ、ねずみ族及び昆虫の防除を行うこと。
- (8) クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）第1条に規定する洗濯物（以下「指定洗濯物」という。）を取り扱うクリーニング所にあつては、指定洗濯物を収納するための専用の容器を備え、その容器に指定洗濯物である旨の表示をすること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、溶剤を使用するクリーニング所にあつては、次に掲げる措置を講ずること。
  - ア 溶剤、蒸留残さ物等は、専用の容器に保管すること。
  - イ 溶剤、蒸留残さ物等を保管する場所は、床面に不浸透性の材料を用い、かつ、直射日光を遮り、雨水の浸入を防止できる構造とすること。
  - ウ 溶剤としてテトラクロロエチレンを使用する場合は、排液処理装置及び溶剤蒸気回収装置を設置すること。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。